

私は、この議案第 11 号野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場で討論します。

この議案では、保険料について、財政調整基金の枯渇により段階的に引上げを求めるものとなっております。

具体的には、加入者一人当たり課される医療分の均等割が年額 8,400 円から 16,600 円に、後期高齢者支援金分の均等割が年額 11,600 円から 12,900 円に引き上げられ、併せて一人当たり年 9,500 円の負担増になることとなります。

また、保険料の所得割、均等割等の配分については、均等割及び平等割の軽減措置がなされない約四千世帯の低所得世帯への配慮として、一般会計から 6 億 5,360 万円の法定外の繰入れを行った上で、均等割のみを引き上げることとしたとのこと。この均等割について私たちは、従来から、昔の人頭税に該当するものとして廃止を求めてきました。

国保の保険料は今でも、同じ年収の会社員が支払う健康保険料と比べ 2 倍も高いのが実態です。国保加入者の高齢化・貧困化が進む一方、現政権が国庫負担の削減・抑制を続けてきたためです。国保料をさらに値上げすれば、物価高騰で厳しい暮らしに追い打ちをかけることとなります。国保加入者の負担を軽減するためには、公費負担を増やすことによって、国保の構造問題を解決する以外にはありません。

よって、この議案 11 号野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論とします。